

第4回甲州市下水道事業審議会 会議録

- 会議の名称： 第4回甲州市下水道事業審議会
- 開催日時： 令和7年10月30日（木） 午後7時 ～ 午後8時45分
- 開催場所： 甲州市役所 本庁舎 1階 国際交流市民交流センター
- 出席委員： 風間 ふたば委員、古屋 俊明委員、山縣 重人委員、
佐藤 次夫委員、小林 茂夫委員、瀧澤 康雄委員、
岡村 久美子委員、廣瀬 正直委員
- 欠席委員： 上野 良人委員、芦沢 友久委員、藤 政司委員
- 傍聴者： 0名

■ 次第

- 1 開会
- 2 下水道事業審議会設置について
- 3 委嘱状の交付
- 4 市長あいさつ
- 5 委員紹介
- 6 会長の選任
- 7 会長あいさつ
- 8 議事
 - (1) 下水道使用料及び市設置型浄化槽使用料の改定について
 - (2) その他
- 9 その他
- 10 閉会

■ 審議内容

【会長】 次第の8「議事」に入ります。

まず(1)「下水道使用料及び市設置型浄化槽使用料の改定について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 概要説明-----

・令和6年11月19日に下水道事業審議会からいただいた答申の内容の確認

- ・令和6年度決算の分析についての説明
- ・使用料の改定について

【会長】事務局の説明が終わりました。ご質問等あればよろしく申し上げます。

【委員】公共下水道使用料の全国の自治体との比較の説明があったが、比較対象団体数が少なく、どのような基準で比較対象団体を抽出したのか疑問に思う。全国の自治体の使用料の平均値だけではなく、中央値よりも高いのか低いのかも含めた分析が必要だと思うが、どのようになっているか。

【事務局】比較対象団体については、総務省の地方公営企業決算状況調査の類似団体区分を参照し、甲州市と条件が近い団体、つまり処理区域内人口区分・処理区域内人口密度区分・供用開始後年数別区分が同じグループに属している団体のうち、地方公営企業法適用済の団体を抽出しました。このため、団体数が少なくなりましたのでございます。下水道事業は、一般的に都市のような処理区域内人口が多く人口密度が高いところのほうが使用料収入という点では有利になる傾向がございます。また、供用開始後の年数が経過している自治体のほうが修繕その他の維持管理等の経費が多くかかる傾向にあると考えられます。全ての自治体を対象に比較分析を行った場合、人口が密集した大都市など、甲州市と前提条件が大きく異なる自治体も含めた平均値となってしまうことから、条件が近い団体を対象に比較を行ったところでございます。参考として、より多くの団体と比較したデータとしまして、令和5年度の地方公営企業決算状況調査の集計結果において、平均使用料の数値が公表されております。下水道事業（法適用）全体の平均使用料と現在処理区域内人口が1万人以上3万人未満の団体の平均使用料を参照していただきたいと思っております。中央値は載っていないので平均値のみでの比較となりますが、甲州市の改定後の使用料（案）は、現在処理区域内人口が1万人以上3万人未満の団体の平均使用料を少し上回ってはおりますが、大きな差があるということではございません。

【委員】事務局としては、令和8年度の料金改定を予定どおり実施したいということか。

【事務局】事務局としては、令和6年度決算を確認した結果、令和8年度の改定実施がよろしいかと考えております。経営戦略は使用料の段階的な値上げを前提とした内容となっており、前回の答申において使用料改定の実施についても妥当であるとのことをご意見をいただいているところでありますが、答申文書の中で、使用料改定については、令和6年度の決算状況を検証すべきであるというご意見をいただいておりますので、今回、決算状況を確認していただきたいという意図でございます。

【委員】令和6年度決算の状況からすると、令和5年度から深刻度は増しているわけではないと思う。累積赤字が増加しているので料金改定をしたいということなのか。

【事務局】資料では単年度の決算状況についてお示ししております。決算上、累積赤字は発生しておりませんが、使用料で賄うべき経費が実際には使用料で賄いきれておらず、一般会計からの繰入金に依存している状況となっております。このため、令和6年度決算の状況を踏まえて判断すると、令和8年度に使用料改定を行いたいという趣旨でございます。

【委員】物価高騰が続いており、実質賃金も下落し続けている。政府も物価対策の一環としてガソリンの暫定税率廃止等の方向に動いているという。このような社会情勢を考慮すると、今、使用料の値上げに踏み切るのはいかがなものか。たとえば、実質賃金上がるのを待ってから実施したほうがよいのではないかと思います。

【事務局】前提として、一般会計からの繰入金は、これ以上増やすことができません。基準外繰入金は0であることが望ましいのですが、そのままでは下水道サービスの継続が困難なので、やむを得ず繰入を行っているところでございます。使用料の値上げを見送る場合、他の公共サービスの財源を削ることに直結してしまいます。下水道は、普及率・利用率で考えると、市民の約半分の方が利用しているサービスです。サービスが利用できない人との間で不公平が生じないようにするには、ある程度は使用料の値上げで対応する必要があると考えております。維持管理経費の中で、他の経費同様に委託料も増加しているところです。技術的

な面が絡む業務なので、水質に関する部分は専門業者に委託することになるのですが、技術者が不足している状況ということもあり、委託料を削減したくても交渉が難しい部分があります。削減の努力はしていますが、それだけでは赤字幅は縮まりません。もちろん経費が増える分全てを使用料の値上げで賄うことはできませんが、ある程度は使用料の値上げで対応していく必要があります。

【委員】浄化槽使用料の値上げ幅について、下水道使用料との差が大きい。市設置型浄化槽の利用者が全体の10%ということで、しわ寄せが来ているのではないかという疑問を持たれる方もいると思うので、その辺りについては、市民にとって納得のいく説明ができるよう留意してほしい。下水道も老朽化が進めば、維持管理にお金がかかるので、使用料が上がることはあっても、下がることはないという状況にあると思う。今後、下水道の整備等について、どこかで線を引くことも必要になってくるのではないかと思う。

【事務局】下水道を整備する範囲については、人口密度によって、下水道のほうが有利なのか浄化槽のほうが有利なのかが変わってくるということを念頭に置いて設定しております。塩山では近年、宅地分譲が多くなっています。若い人たちは職場のある甲府方面へ流出してしまう傾向にあります。土地さえあれば甲州市に住みたいという人もいます。住宅地を建設するには、上下水道が完備されていないと民間の開発の候補地になってこないで、住宅地になりそうなところには、前々から下水道を布設しております。人口密度が低いところには、下水道を整備せず、浄化槽での対応としています。浄化槽使用料は値上げとなりますが、浄化槽設置時の浄化槽工事分担金は浄化槽設置費用の10%程度と、個人で設置する場合に比べて安価になっております。使用料の負担についてご理解いただけるならば、市で設置させていただくという考え方です。ただし事業用の浄化槽はコストが非常に高いので、甲州市では、一般住宅への設置に限定しております。なお、決算を見ると下水道より浄化槽のほうが比較的経費がかからないようにも見えますが、実は、浄化槽は浄化槽自体の維持管理経費等に加えて、し尿処理場に関する経費がかかります。し尿処理場は一般会計の予算で運営しているので、この経費は下水道事業の決算には含まれません。

【委員】使用料の値上げについては、単純に物価が上がっているから行うのだと

思ったが、説明を聞いて決算の見方がよく分かった。この先、甲州市の人口が減るなら、繰入金もこの水準をキープできるのかという疑問がある。そうすると、使用者の代表としては、本当は使用料を値上げしてほしいというのが本音ではあるが、使用料を上げるという考えをしていくしかないのかな、と思った。受益者負担の考え方については理解できる。物価が高騰していく中ではあるが、使用料改定をやっていかないと、適正な使用料との差が埋まらない。使用料を少しずつ上げていくことが、結果的に市民に大きな負担を強いる結果にならなくて済む方法だと思う。値上げを先送りすると将来の使用料の上げ幅が大きくなる。収支を見据えて検討しながら、少しずつ改定していく必要があると思う。浄化槽使用料の30%値上げとなると、結構使用料が上がるがやむを得ないと思う。使用料で100%負担することはできないので繰入も行う必要があるが、バランスが難しいところだと思う。経費の節減をしながら進めていっていただきたい。

【委員】建設費の財源の大部分は国費だと聞くと、国費をもっと拡充してもらえばよいのではないかと。下水道の効果は川がきれいになることだと考えると、受益者は単純に使用者ということではないように思う。下水道はインフラという意味では道路と同じようなものだと思うので、国がもっと費用を負担すればよいと思う。国庫補助金の増額を市長会等から要望し、値上げをしなくてよい状況にすることで、値上げを先送りにしたほうがよいと考える。

【会長】国にもっと負担してもらえばよいということについては、私としてもそう思うが、これについては将来的な話ということになるかと思う。

【事務局】市長会の他に、県の下水道推進協議会等を通じて要望する機会もあるので、そういった機会に要望はしていきたいと考えております。

【委員】浄化槽のメンテナンスを行う業者も人手不足が深刻化していると聞く。省力化、機械化の方策として、浄化槽の状況を細かくモニタリングできる機器等を設置したほうがよいと思うが、そういった取組みについて話は出ているのか。

【事務局】下水道と浄化槽は、微生物を使って水をきれいにするという大枠の仕組みは同じです。下水道は、センサーで状況の監視をしており、薬品の投入量や、

曝気装置の稼働にも動的な調整が行われています。これに対して浄化槽にはセンサーがついていません。仮に浄化槽にセンサーを設置する場合、戸別に設置されている浄化槽にそれぞれセンサーを設置することになり、浄化槽に加えてセンサー自体も管理する必要が出てくるので、費用が非常にかかります。技術的にはできなくはないのですが、コストが非常に高いというのが実情です。ただ、こういった手法について、今後も引き続き研究はしていきたいと思っております。

【委員】浄化槽使用者がそれぞれ、自分自身で浄化槽を管理することも必要だと思う。例えば、勉強会を開いて使用者に来てもらい、参加者については使用料等にインセンティブを設けることを考えてもよいかもしれない。

【事務局】現状として、浄化槽の管理は全て業者に依頼している状況ですが、たまには自分で見てもらう機会があってもよいと思います。浄化槽の使い方によって効果やコストが変わってくることもあると思うので、また教わりながら市民に指導していければと思います。

【委員】家で浄化槽を使っているが、放流水を砂でろ過してさらにきれいにした後、ビオトープに流してそこでホテイアオイを育てている。きれいになった水は、地下浸透させたり、川に戻したりしている。水をきれいにする工夫として、このような手法もある。汚水処理の目的は川をきれいにするることである。できるだけきれいな川を、できるだけお金をかけず、知恵を出し合い、楽しみながら守っていければと思う。

【会長】ありがとうございます。まだまだ質問等があると思いますが、審議とは別に何かご質問等がある場合には、終了後、事務局までお願いします。

それでは、令和6年度の決算状況の検証を行っていただきまして、下水道使用料及び浄化槽使用料の改定については、答申から変更なく、予定どおり令和8年度から実施ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】それでは、ご異議がありませんので、下水道使用料及び浄化槽使用料の

改定については、答申から変更なく、予定どおり令和8年度から実施ということで、よろしく願いいたします。

(2) その他

今後の日程についての説明

【事務局】その他として、今後のスケジュールについて説明させていただきます。先程、使用料改定につきましては、答申のとおり実施ということでご意見をいただきましたので、12月中旬までを目途に審議会の皆様から市長へ意見書というかたちで提出をしていただきたく存じます。その後、令和8年3月議会に使用料改定に関する条例改正案を提出し、議決をいただきましたら、4月から市民の皆様への周知を行う予定です。改定後の条例の施行日は令和8年7月1日を予定しており、下水道使用料及び大和地域の市設置型浄化槽使用料につきましては、令和8年9月検針分（10月請求分）から、また塩山・勝沼地域の浄化槽使用料につきましては、令和8年8月以降の請求分から、改定後の料金にて請求をさせていただく予定でございます。

【会長】ありがとうございました。今後の日程案ですが、この案について何か質問等あればお願いします。この案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】それでは、異議がありませんので、この日程のとおり進めていきたいと思えます。

ただいまの日程のうち、事務局から意見書の作成について、説明がありましたが、本審議会の意見としてましては、会長である私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】それでは、意見書の作成については、審議会の意見として代表して会長より作成させていただきます。

その他何かございますか。

(なし)

【会長】以上で本日予定していた議事を全て終了いたしました。円滑な議事運営へのご協力ありがとうございました。

以 上